

## 千葉市議会改革協議会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 本市議会は、これまで議会改革を推進してきたが、本市議会の現状をしっかりと評価した上で、そのあるべき姿と課題を協議・検討し議会改革の一層の推進を図るため、議会改革協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議・検討事項)

第2条 協議会は、議会の運営など委員長が必要と認める事項について協議・検討する。

### (組織の構成等)

第3条 協議会の委員は、議長、副議長及び交渉団体の会派から議会運営委員会の構成に準じて選出するものとする。

2 委員の任期は、協議会の設置期間とする。ただし、委員はその任期中、交替することができる。

3 委員がその所属する会派を離脱したときは、委員の職を解かれるものとする。この場合において、当該職を解かれた委員が所属していた会派は、速やかに新たな委員を選出するものとする。

### (会議)

第4条 協議会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は議長が、副委員長は副議長がその職務を務めるものとする。

3 委員長は、必要に応じ協議会を招集し、その議事を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 委員長は、必要に応じ協議会の了承を得て、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

7 協議会は、原則公開とする。ただし、委員長が必要あると認めるときは、非公開とすることができる。

8 協議会の決定にあたっては、議論を尽くし、会派間・議員間の合意形成を図るよう努めるものとする。

(部会等)

第5条 委員長は、協議・検討等にかかる専門的事項を協議・検討させるため、協議会に部会等を置くことができる。

(記録)

第6条 委員長は、事務局職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、ホームページ等に掲載し、情報提供するものとする。

(協議結果の報告)

第7条 委員長は、協議・検討事項に関し結論が得られたときは、報告書を作成し、議長に報告する。

(設置期間)

第8条 協議会の設置期間は、この要綱の施行の日から平成29年3月31日までとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月3日から施行する。